

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を公布する。

平成28年3月18日

京都市人事委員会
委員長 彦惣 弘

京都市人事委員会規則第4号

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(京都市人事委員会議事規則の一部改正)

第1条 京都市人事委員会議事規則の一部を次のように改正する。

第2条第2項及び第3項に項番号を付する。

第3条第2項に項番号を付する。

第4条第5号を次のように改める。

(5) 削除

第4条第7号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第10号中「第19条第2項」を「第19条」に改め、同条中第12号を削り、第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 法第23条の4及び第39条第4項の規定による任命権者に対する勧告

第5条第2項から第4項までに項番号を付する。

第7条第2項に項番号を付する。

第8条第2項及び第3項に項番号を付する。

第9条第2項に項番号を付する。

(京都市人事委員会事務局の組織に関する規則の一部改正)

第2条 京都市人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を次のように改正する。

第6条第8号中「転任試験」を「職種換え試験」に改め、同条中第24号を第25号とし、第17号から第23号までを1号ずつ繰り下げ、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 職員に対する再就職者による依頼等に係る任命権者の調査の監視に関

すること。

(職員的人事記録に関する規則の一部改正)

第3条 職員的人事記録に関する規則の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「勤務評定」を「人事評価」に改める。

別記第2第4号中「転任の」を「任命換えの」に、「転任先」を「任命換え先」に、「転任を」を「任命換えを」に改め、別記第2附表第1号中「現に職員でない」を「職員以外の」に改め、同附表第2号中「上位の」を「その職員が現に任命されている職より上位の職制上の段階に属する職員の」に改め、同附表第3号中「下位の」を「その職員が現に任命されている職より下位の職制上の段階に属する職員の」に改め、同附表第4号中「転任」を「任命換え」に改め、同附表第28号中「転任」を「任命換え」に改める。

(京都市職員任用規則の一部改正)

第4条 京都市職員任用規則の一部を次のように改正する。

目次中「転任試験」を「職種換え試験」に、「第37条」を「第36条」に、「第37条の2」を「第37条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に、「職の任用段階」を「採用選考基準」に、「採用選考基準」を「選考により昇任させる職」に改める。

第2条第1号から第3号までを次のように改める。

- (1) 採用 職員以外の者を職員の職に任命すること（臨時的任用を除く。）をいう。
- (2) 昇任 職員をその職員が現に任命されている職より上位の職制上の段階に属する職員の職に任命することをいう。
- (3) 降任 職員をその職員が現に任命されている職より下位の職制上の段階に属する職員の職に任命することをいう。

第2条第4号を削る。

第13条中「前条各号に定める職の職務遂行能力の有無を」を削り、「別表第2」を「別表第1」に改め、「判定する」の右に「ことによって行う」を加え、「あわせ用いることによって行なう」を「併せ用いて行う」に改める。

第14条を次のように改める。

(選考による昇任)

第14条 法第21条の4第1項に規定する人事委員会規則で定める職は、別表第2に掲げる職とする。

2 職員を別表第2に掲げる職に昇任させる場合は、選考によるものとする。

第15条本文中「前条」を「前条第2項」に改め、同条ただし書中「がたい」を「難しい」に改める。

第4章の章名中「転任試験」を「職種換え試験」に改める。

第21条の見出しを「(職種換え試験)」に改め、同条第1項本文中「転任試験」を「職種換え試験」に改め、「限り、」の右に「職種換え(」を加え、「転任させ、」を「換えること」に、「転任させる」を「換えることをいう。以下同じ。)をする」に改め、同項ただし書中「を転任させる」を「について職種換えをする」に改め、同条第2項本文中「転任試験」を「職種換え試験」に、「転任させる」を「職種換え後の」に改め、同項ただし書中「転任試験」を「職種換え試験」に改め、同条第3項中「転任した者」を「職種換え試験の合格者」に、「転任試験」を「職種換え試験」に改める。

第23条中「転任試験」を「職種換え試験」に改める。

第24条第1項中「作成する」の右に「ものとし、名簿には、採用候補者の氏名及び得点を得点順に記載するものとする」を加え、同条第2項中「試験機関がこれに署名したときに」を「人事委員会の議決により」に改め、同条第3項中「または」を「又は」に、「もしくは」を「若しくは」に、「行なう」を「行う」に改める。

第27条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同条第2号中「または」を「又は」に、「もしくは」を「若しくは」に改め、同条第4号中「第35条の各号の一」を「第34条各号のいずれか」に改める。

第29条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同条第2号を削り、同条第3号を同条第2号とする。

第30条の2第2項中「同条第2項及び第3項」を「採用候補者の」とあるのは「選考合格者の」と、同条第3項」に改める。

第32条第1項本文中「から採用すべき者の数に4人を加えた数(以下「正規の提示数」という。)の当該職を志望すると認められる者」を「に記載され

ている採用候補者のうち、名簿から採用すべき者の数（以下「採用数」という。）」に改め、同項ただし書中「正規の提示数」を「採用すべき者」に、「決めがたい場合においては、正規の提示数をこえて」を「決めることが困難であるときは、採用数を超えて」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第2項中「者で当該職を志望すると認められる者」を「採用候補者」に、「正規の提示数」を「採用数」に、「選択して前項」を「選択して同項」に、「次位」を「次の順位」に改め、同条第3項中「正規の提示数」を「採用数」に改め、同条第4項中「または」を「又は」に改め、「それら」の右に「の者」を加え、同条に次の1項を加える。

5 第1項ただし書の規定は、前3項の場合について準用する。

第33条を削り、第34条を第33条とし、第35条を第34条とし、第36条を第35条とする。

第37条中「または第33条の規定による提示もしくは通知、第34条第1項後段」を「第33条第1項後段」に改め、同条を第36条とする。

第37条の2第2項中「すべて」を「全て」に改め、同条第3項前段中「第34条から第36条まで」を「第33条から第35条まで」に改め、同項後段中「第34条及び第35条」を「第33条及び第34条」に、「第36条」を「第35条」に改め、第6章の2中同条を第37条とする。

第7章の章名中「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

第38条第1項各号列記以外の部分中「条件附採用期間」を「条件付採用期間」に、「一」を「いずれか」に、「条件附採用の」を「条件付採用の」に、「こえる」を「超える」に改め、同項第1号中「条件附採用」を「条件付採用」に改め、同条第2項中「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

第39条第1項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に、「こえない」を「超えない」に改め、同項第1号中「準ずる」を「準じる」に改め、同項第2号中「行なう」を「行う」に改め、同項第3号中「または第33条の規定による通知を受け、もしくは提示された者のうち当該採用の志望者が5人に満たない場合において、他に適当な採用候補者がいない旨の通知を受けた場合」を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「行なおう」を「行おう」に、「前項第1号」を「同項第1号」に、「すみやかに」を「速やかに」に

改め、同項第1号中「行なう」を「行う」に改め、同項第4号中「つけよう」を「就けよう」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第13条関係）

採用選考基準

採用選考基準は、職務の種類に応じ次に掲げる事項のうち必要な条件及び身体的条件を満たしていること並びに当該選考に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該選考に係る職についての適性を有していることとする。

- (1) 免許・資格職 学歴，経歴，免許及び資格
- (2) 専門職 学歴，経歴，知能及び技能
- (3) 技能・労務職 知能，技能，経歴，免許及び資格
- (4) 特別選考職 学歴，経歴，知能及び技能

別表第2（第14条関係）

選考により昇任させる職

選考により昇任させる職は、次の標準的な職及び階級に属する職とする。

- 1 一般職
 - 局長
 - 部長
 - 課長
 - 課長補佐
 - 係長
- 2 消防職
 - 消防司監
 - 消防正監
 - 消防監
 - 消防司令長
 - 消防司令

別表第3（第15条関係）

昇任選考基準

昇任選考基準は、任命しようとする職の属する職制上の段階の標準的な職及び任命しようとする階級に応じ次に掲げる資格基準に該当すること及び当該標準的な職に係る標準職務遂行能力並びに当該任命しようとする職についての適性を有することとする。

1 一般職（消防職を除く。）の基準

| 標準的な職 | 資 格 基 準 |
|-------|----------------------------|
| 係 長 | (1) 係長能力認定試験合格者 |
| | (2) 免許・資格職及び専門職 |
| | ア 大学卒業の学歴を有する者 在職 5 年以上 |
| | イ 短期大学卒業の学歴を有する者 在職 8 年以上 |
| | ウ 高等学校卒業の学歴を有する者 在職 11 年以上 |
| | (3) 技能・労務職 |
| | ア 免許又は資格を有する者 在職 15 年以上 |
| | イ その他の者 在職 20 年以上 |
| | (4) 人事委員会が定める職に在職している者 |
| 課長補佐 | 別に定める。 |
| 課 長 | |
| 部 長 | |
| 局 長 | |

備考 免許・資格職及び専門職の学歴（人事院規則 9－8 別表第 3 による。）については、それぞれ当該職務に直接関係のあるものでなければならない。

2 消防職の基準

| 階級（標準的な職） | 資 格 基 準 | |
|------------|-------------------|----------------|
| | | 上級採用試験合格者 |
| 消防司令（係長） | 消防司令補に在職 2 年以上 | 消防司令補に在職 4 年以上 |
| 消防司令（課長補佐） | 消防司令（係長）に在職 1 年以上 | |

| | |
|-----------|-----------------------------|
| 消防司令長（課長） | 消防司令（係長）及び消防司令（課長補佐）に在職3年以上 |
| 消防監（課長） | 消防司令長（課長）に在職3年以上 |
| 消防監（部長） | |
| 消防正監（部長） | 消防監（課長）又は消防監（部長）に在職1年以上 |
| 消防正監（局長） | 消防監（部長）又は消防正監（部長）に在職1年以上 |
| 消防司監（局長） | 消防正監（部長）又は消防正監（局長）に在職1年以上 |

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（関係規則の一部改正）

2 委員長及び事務局長等の専決処理に関する規則の一部を次のように改正する。

第4条第1項第18号中「転任試験」を「職種換え試験」に改め、同項第20号中「、任用規則第33条の規定による採用候補者の提示又は通知」を削り、「第37条の2第2項」を「第37条第2項」に改め、同項第21号中「第35条」を「第34条」に、「第37条の2第3項」を「第37条第3項」に改める。

（人事委員会事務局）